

さぬき市鉛製給水管取替工事助成金交付規程

(目的)

第1条 この要綱は、さぬき市水道事業に係る給水区域内に存する鉛製給水管の取替工事に対し、さぬき市鉛製給水管取替工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該工事の促進を図り、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金は、次に掲げる要件に該当する工事（以下「対象工事」という。）を行う者であって、給水装置の所有者（以下「対象者」という。）に対し、交付する。この場合において、敷地内に複数の水道メーターがあるときは、当該水道メーターが附属する給水装置ごとに対象工事とする。

- (1) 給水装置工事に係る配水本管から宅地内を含む鉛製給水管（以下「鉛管」という。）を鉛管以外の給水管に取り替える工事であること。
- (2) さぬき市水道事業指定給水装置工事事業者（さぬき市水道事業給水条例（平成14年さぬき市条例第191号）第7条第1項の指定給水装置工事事業者をいう。）に依頼した工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 対象者が市の水道料金又は下水道使用料を滞納しているとき。
- (2) 公共事業による取替工事であるとき。
- (3) 同一給水装置において、既に助成金の交付を受けたことがあるとき。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の定める範囲内において、対象工事に要した費用の2分の1に相当する額（その額が1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長（水道事業管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象工事に係る代金の見積書
- (2) 現況写真等（工事前の工事箇所が確認できるもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは鉛製給水管取替工事助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項に規定する助成金の交付決定に条件を付することができる。
（変更等の申請）

第6条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更又は中止しようとするときは、鉛製給水管取替工事助成金変更等交付申請書（様式第4号）により、速やかに管理者に申請しなければならない。

（変更等の承認等）

第7条 管理者は、前条の規定による変更又は中止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは、鉛製給水管取替工事助成金変更等承認通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはさぬき市鉛製給水管取替工事助成金変更等不承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（竣工の報告）

第8条 交付決定者は、対象工事が竣工したときは、鉛製給水管取替工事竣工報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の施工状況及び完成が確認できる写真
- (2) 対象工事の代金に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第9条 管理者は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査の上その適否を決定し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、鉛製給水管取替工事助成金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による交付確定の通知を受けたときは、鉛製給水管取替工事助成金請求書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し及び助成金の返還）

第11条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定又は交付確定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、当該助成

金について返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付決定若しくは交付確定又は助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の交付決定の内容に違反したとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。